

1 申請書の記載要領

1) 工事（作業）許可申請書

工事又は作業許可申請は、港則法施行規則第16条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。」旨規定されています。

申請書の作成に当たっては、工事・作業の種類に応じて「工事許可申請書」又は「作業許可申請書」と題記し、次の項目を記載して図面等資料を添付のうえ提出してください。

① 種類

工事作業の主な種類を簡潔に記載する。

(例) 潜水作業、起重機船作業、深淺測量、浚渫作業、護岸築造工事など

② 目的

工事作業の施工目的を具体的に記載する。

③ 期間及び時間

海上及び船舶に影響のある護岸上等で実際に実施する期間及び時間を記載し予備日の設定があれば、その旨も明記する。

(例1) 期間を要する場合

期間令和○年○月○日～令和○年○月○日

(予備日○月○日～○月○日)

時間○時○分～○時○分までの間

(例2) 1日の場合

期間令和○年○月○日

(予備日○月○日)

時間 日出～日没までの間

④ 区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離又は緯度・経度により特定し、XY座標の表示で工事等の発注を受けた場合でも方位・距離（緯度・経度）に換算して記載する。

なお、灯台等の著名物標とは海図上に明記されている灯台、信号所、煙突、塔などの固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く。）をいい、灯台の名称は灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ 岸壁上又は海域を占用しない岸壁側傍での作業の場合には、海図に表示してある岸壁名に所在地を付して記載する。

ウ 工事等の位置が海図に記載されていない河川工事等の場合には、市販地図等を用いて実施場所の地名、地番、最寄りの橋梁などからの方位（上流、下流、東岸、西岸等の別）・距離を分かり易い方法で記載する。

エ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの図面を添付する。

(例1) 場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの地点・緯度経度(海上)

(例2) 場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

A点 〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点

B点 A点から〇〇度〇〇メートルの点

C点 B点から〇〇度〇〇メートルの点

D点 C点から〇〇度〇〇メートルの点

(例3) 場所が岸壁上又は側傍である場合の記載方法

尾鷲港〇〇ふ頭〇〇番岸壁

⑤ 方法

ア 実施(施工)の順序に従い図面等を用いて具体的に分かり易く記載する。

また、工程が多岐に渡る場合には、フロー図等にて施行工程を示すこと。

イ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付する。

- ・ 工事・作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすと思われるもの
- ・ 大型作業船(浚渫船、杭打船、起重機船等)のアンカーワイヤーの張り方
- ・ 工事・作業の進捗に伴う作業船等の配置状況
- ・ 作業船に積載する資機材等が、作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの
- ・ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法などについて明らかにする

ウ 火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

⑥ 危険予防の措置

ア 標識の設置

工事・作業を施工するに当たって、作業船、工事区域、海上工作物(設置物)等に標識を設置することは、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに、注意喚起を促し船舶交通の安全を確保するために有効な場合があり、これらの標識は、見え易く識別し易いものでなければならない。

申請書への記載にあつては、設置場所に応じた標識の種類(型式、標体塗色、灯色、灯質等)、個数等を明記する。

また、設置物には流出時に備え、所有者名を明記すること。

イ 安全対策

工事・作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載す

る。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船又は警戒員の配置状況及び警戒要領（無線・拡声器・赤旗等の使用等）
- ・作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤー・投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策
- ・工事標識等の流出防止対策
- ・油の流出、汚濁防止のための措置
- ・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・潜水作業、夜間作業時における事故防止対策
- ・中止基準（風速、波浪、視界等）
- ・荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・工事変更、中断時等における措置
- ・浚渫、杭打等海底に振動等を与える作業における磁気探査の実施

（港則法適用海域の未掃海区域において、浚渫、ボーリング及び杭打ち等海底に衝撃を与え、又は海底をかく乱する工事等を施工する際は、残存機雷等の爆発の危険性から磁気探査（不発弾探査）をお願いする場合があります。異常点を発見した場合は、海上保安部に速やかに報告し、その指示に従ってください。）

- ・その他安全対策上必要な事項

※港則法適用海域において浚渫作業を行う際、床掘土砂等の水底土砂を海域に、埋め立て用材として埋め立て予定地内に投入する場合、又は養浜、覆砂等による海水への影響が予想される場合は、事前に土質の溶出検査を行い、その資料の添付が必要になる場合があります。

判定基準については、第4章 資料 第3「水底土砂に係る判定基準」のとおりです。

⑦ 緊急連絡系統

事故発生時等、緊急事態時の関係先への連絡系統を明確にする。

⑧ 連絡先

工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号等を明記し、夜間連絡先も記載する。

⑨ その他

上記項目に該当しない必要な事項を記載する。

⑩ 添付資料

- ・現場位置図

- ・工事（作業）区域図又は位置図
- ・工事施工計画図（計画平面図、施工図、構造図など）
- ・状況図（工事標識・作業船・警戒船配置状況図など）
- ・使用船舶（機械）一覧（※）
（又は船舶検査証書・船舶検査手帳・海技免状の写し）
- ・工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
- ・工事作業の契約（期間）が判るもの（契約書の写し等）
- ・他機関の許可書の写し（港湾管理者の工事・水域占用許可書等）
- ・水底土砂分析表（浚渫土、投入土関係）（※2）
- ・警戒船講習（管理・業務）受講証明書の写し
- ・工事作業に従事する協力業者一覧
- ・他機関の許可証の写し（港湾管理者の工事・水域占用許可書等）

※使用船舶について、工事・作業又は行事に使用する船舶は、有効な船舶検査証書を受有した船舶を使用して下さい。漁船登録票の交付しか受けていない船舶（漁船）は使用できません。

2) 工期延期許可申請書

この申請書は、既に海上保安部長等の許可を受けた工事・作業について、工程が遅れ許可期間内に完了せず、完了までの期間を延期したい場合、既許可期間の完了日以前の十分余裕のある時期に、次の項目を記載し、資料を添付のうえ申請して下さい。

なお、工期延期に併せて施工内容の変更を行う場合は、事項記載の（3）工事（作業）内容変更許可申請書にて申請して下さい。

- ① 工事（作業）名
- ② 許可年月日及び許可番号
- ③ 工事（作業）場所
- ④ 工期
既許可期間及び延期期間を記載する。
- ⑤ 延期理由
工期延期の理由を具体的に記載する。
- ⑥ 延期工事（作業）の施工方法
施工方法に変更がある場合には追記し既許可のとおりであれば、その旨を記載する。

- ⑦ 危険予防の措置（標識の設置及び安全対策）
延期に伴う措置があれば追記し既許可のとおりであれば、その旨を記載する。
（例：既許可第〇〇〇〇〇号のとおり）

- ⑧ 連絡先
現場責任者・担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載する。

⑨ 添付資料

延期に係る工程表、契約書の写し、他機関の許可書の写し等

3) 工事（作業）内容変更許可申請書

この申請書は、既に海上保安部長等の許可を受けた工事・作業について、工事（作業）の内容（施工方法等）を変更したい場合、変更期間開始日以前の十分余裕のある時期に、次の項目を記載し、資料を添付のうえ申請して下さい。

① 工事（作業）名

② 許可年月日及び許可番号

③ 工事（作業）場所

④ 工期

既許可期間及び内容変更期間を記載する。

ただし工期延期の場合は、前記（２）の「工期延期許可申請書」となります。

⑤ 内容変更理由

内容変更の理由を具体的に記載する。

⑥ 内容変更工事（作業）の施工方法

施工方法に変更がある場合には、その内容を具体的に記載する。

⑦ 危険予防の措置（標識の設置及び安全対策）

内容変更に伴う措置があれば追記し、既許可のとおりであれば、その旨を記載する。なお、延期になる旨、海域利用者に周知し、調整を行うこと。（例：既許可第〇〇〇〇〇号のとおり、なお海域利用者とは再度調整し、周知します。）

⑧ 連絡先

現場責任者又は担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載する。

⑨ 添付資料

内容変更に係る図面等

4) 使用船舶（機械）変更届

使用する船舶又は機械類に変更及び追加がある場合に、次の項目を記載のうえ届を提出して下さい。ただし、既存の使用船舶等を大型化するなど、航行船舶等に影響を及ぼす場合には、前記「工事（作業）内容変更許可申請」の手続きが必要となります。

① 工事（作業）名

② 許可年月日及び許可番号

③ 工事（作業）場所

④ 工事（作業）着手日及び完了予定日

⑤ 変更期間

⑥ 変更理由

⑦ 変更船舶（機械）の要目

⑧ 添付資料

2 申請書の記載例

- 1) 工事許可申請書（岸壁改修工事）の記載例 12 ページ参照
- 2) 作業許可申請書（深浅測量、潜水調査）の記載例 17 ページ参照
- 3) 作業許可申請書（ボーリング作業）の記載例 20 ページ参照
- 4) 作業許可申請書（長大物物件曳航作業）の記載例 23 ページ参照

工事許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所 尾鷲市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

1 種類

起重機船等による岸壁改修工事

2 目的

老朽した尾鷲港〇〇岸壁を修復するため、コンクリートケーソン等の現施設を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、ケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施するもの。

（発注者：〇〇〇県）

3 期間及び時間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間

（予備日 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）

日曜日を除く毎日〇時～〇時、ただし、陸上より施工する上部工は〇時～〇時の間に実施

4 区域又は場所

尾鷲港〇〇岸壁前海域（作業区域図参照）

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

イ 尾鷲港第一防波堤灯台から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ロ イ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ハ ロ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ニ ハ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

5 方法

(1) 工事・作業の概要

老朽化した〇〇岸壁（前面水深DL-〇〇m、延長〇〇mDL+〇m）を修復するため、ケーソン等を撤去し、新たに基礎部の地盤を改良して基礎を構築した後、ケーソンを設置して上部を築造するもので、地盤改良船、起重機船、ガット船等を使用して下部工及び上部工を施工するものです。

(2) 撤去工

陸上からクレーン車にて係船柱、防舷材、上部ブロックを撤去し、背後に仮置きした後、バックホーで土砂、コンクリート殻（小割り）を撤去し、背後に仮置きします。なお、アスファルトは分別して陸上処理場へ運搬処理します。

次に岸壁背後に仮置きした土砂等の撤去物を作業状況図のとおり配置したクレーン台船により土運船（押船式、全長〇〇m）に積込み、〇〇まで運び陸揚げし、陸上処理場へ運搬処理します。

（作業状況図、土砂運搬経路図参照）

(3) ケーソン撤去工

起重機船を撤去状況図のとおり配置し、ケーソン〇〇函を吊り上げ撤去し、大曽根漁港北側のケーソン仮置場へ吊り運搬し仮置きします。吊上げ時は潜水土士〇名により玉掛け作業を行います。なお、運搬全長は〇〇mとし、警戒船〇隻を配備し通航船舶の安全確保に当たります。

（ケーソン撤去状況図、ケーソン運搬・仮置作業図参照）

(4) 捨石撤去工

ガット船を作業図のとおり配置し、ケーソン下部の捨石（約〇〇m³）を撤去し、〇〇埋立地に運搬（ガット船〇隻／隻、延べ〇隻）し、基礎石に流用するために投入します。

(5) 地盤改良工

サンドコンパクション（SCP）船〇隻を作業状況図のとおり配置し、北側から南側へ海底下〇〇mまで砂杭〇〇本打設します。砂は〇〇港からガット船により搬入（〇隻／日、延べ〇隻）し、ガットバージに瀬取り後、SCP船に供給します。

なお、地盤改良終了後、地盤改良状況を確認するため、セップ台船を使用して〇ヶ所でボーリング調査を実施します。

（杭打ち作業状況図、地質調査作業図参照）

(6) 盛上土撤去工

グラブ式浚渫船〇隻を盛上土撤去作業図のとおり配置し、DL-〇〇mまで盛上土を撤去します。撤去土は底開式土運船（曳航式、全長〇〇m）により〇〇埋立地へ運搬（土運船〇隻／日、延べ〇隻）し、埋立用材として投入します。

なお、別添のとおり土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。（盛上土撤去作業図、運搬経路図参照）

(7) 捨石投入工

〇〇港からガット船により捨石を運搬（〇隻／日、延べ〇隻）して投入し、潜水土作業船を使用（〇隻／日、延べ〇隻）して潜水土によりー〇〇mに均して基礎を築造します。

(8) ケーソン据付工

〇〇港北側に仮置中のケーソン〇〇函をクレーン船により吊運搬し、据付図の要領のとおり所定の位置に据付けます。運搬時の全長は〇〇mとして警戒船〇隻を配備して延べ〇〇日間行います。

据付時は、潜水土〇名により位置確認を行いながら実施し、据付後は、〇〇港からガット船で運搬（〇隻／日、延べ〇隻）した山土を中詰土として投入します。

（ケーソン運搬及び据付状況図、中詰作業状況図参照）

(9) 上部工

陸上で製作した型枠をクレーン船によりケーソン上部に設置し、作業員により鉄筋工を施した後、コンクリート船により上部コンクリートを打設します。

〇日間養生した後、陸上側から足場を掛けて作業員により型枠を撤去し、ガット船により背後に山土（約〇〇m³）を投入（〇隻／日、延べ〇隻）します。

（上部工作業状況図、深淺測量状況図）

(10) 深淺測量工

陸上側からユニック車を使用し防舷材及び車止めを取付けた後、測量船〇隻により作業海域の音響測深を行い、水深ー〇〇mが確保されていることを確認するための管理測量を行います。

（深淺測量状況図参照）

6 危険予防の措置

(1) 標識の設置

① 潜水作業中は作業船に国際信号書に定めるA旗を掲げます。

（注：岸壁から潜水を行う場合には、「潜水作業中」の横断幕を掲げる）

② 作業船には、海上衝突予防法に規定する形象物を掲げます。

③ 作業船が作業区域に夜間停泊する際は停泊灯を点灯するほか、他の航行船舶に支障なく海域を直射しないようにして甲板等を間接照射します。

また、アンカー明示位置として、灯浮標（灯色〇色、〇秒〇せん光）を設置します。

④ ケーソン撤去及び据付時は、海面下のケーソン上部に〇〇m間隔で標識灯（〇〇製、〇型、灯色黄色、4秒1閃光、光達距離〇km灯高〇m）を設置します。

(2) 安全対策

① 作業の現場責任者を配置のうえ、作業全般を監督し、事故防止に務めます。

② 施工に当たって、工事作業に従事する作業員には毎朝開催する朝礼にて、本事

故防止措置を徹底し、作業船に本事故防止措置の写し、作業マニュアル、作業船運航管理規程、社内の指示事項文書等を手渡して事故防止を徹底します。

また、工事作業開始前に漁協等の海事関係者へ事前に周知します。

- ③ 作業中は、警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対してVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。
- ④ 撤去土砂の埋立地への投入に当たっては、発注者と協議し、埋立地施工管理者である〇〇(株)と調整のうえ、別添「土砂投入要領」に基づき土運船を運航して行います。
- ⑤ 施工に伴って発生する廃棄物及び油類等が海面に落下し流出しないように、瀬取り作業中は脱落防止シートを展張するほか、現場事務所にオイルフェンスを備え置きます。
- ⑥ 作業に当たっては、気象状況に留意し、気象警報、津波注意報以上発令時又は次の何れかの基準に達する場合には作業を中止し、作業船を〇〇海域へ退避させます。

作業中止基準

風速 〇m/s以上

波高 〇m 以上

視程 〇km 以下

潮流 〇ノット以上

- ⑦ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡系統図」により、速やかに尾鷲海上保安部へ連絡し、指示を受けることとします。
- ⑧ 今回の施工部は、昭和〇〇年に築造された際、磁気探査及び床掘、土砂置換え工事を行っており、爆発物の異常点はありませんでした。
- ⑨ 埋立地の埋立用材に使用する土砂については、土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しております。
- ⑩ 工事許可書は現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑪ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に変更許可申請を行います。また、工事完了後、連絡します。

7 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

8 連絡先

〇〇建設(株)

現場責任者 〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (昼間)

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (夜間)

9 添付資料

工事位置図、作業区域図（最大使用船舶の配置状況により決定すること。）

作業状況図（作業船係留図、運搬経路図、施工区域図、施工平面図、施工断面図等記載文書と関連させ、複雑な場合は色分けなどする。）

標識設置図、標識の仕様、土砂投入要領書、工程表、船舶検査証書・船舶検査手帳・海技免状の写し、警戒船講習受講証明書の写し、緊急連絡系統図、土砂溶出検査結果、契約書又は発注証明書の写し等

作業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所 尾鷲市〇〇町 〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

1 種類

作業船による深浅測量及び潜水調査作業

2 目的

尾鷲港〇〇岸壁築造工事の事前調査を目的とした音響測深機による深浅測量及び潜水調査

3 期間及び期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間（予備日 〇月〇日～〇月〇日）
作業時間 日出から日没までの間

4 区域又は場所

尾鷲港〇〇岸壁前面海域（作業区域図参照）

次の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域

- イ 尾鷲港第一防波堤灯台から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点
- ロ イ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点
- ハ ロ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点
- ニ ハ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

5 方法

(1) 深浅測量

測量区域のうち、護岸法線から〇〇m以内の区域は、測量船上からレッドで測量し、〇〇mより沖側の区域は、測量船搭載の音響測深機により測量します。

測量船は自船に搭載のGPSにより測量点に占位し、〇〇m間隔で護岸法線に対して直角方向に沖側から〇m毎の水深を測量します（測量区域図参照）。

（注：測量区域、測線、測量点を図示すること。）

(2) 潜水調査

護岸から〇〇m以内の調査区域を赤旗で明示し、潜水作業船（潜水土〇名）を使用して、護岸の水面下の状態、海底堆積物の状況等を目視調査し、工事施工上の障害物等があれば適宜写真撮影をします（調査区域図参照）。

（注：調査区域、赤旗設置位置等を図示すること。）

6 危険予防の措置

(1) 標識の設置

潜水作業中の作業船には、国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。

（注：岸壁から潜水作業の場合、「潜水作業中」の横断幕を掲示すること。）

(2) 安全対策

① 作業の現場責任者を配置のうえ、作業全般を監督し、事故防止を図ります。

② 潜水作業中は専従警戒要員が乗船する警戒船〇隻を配備し、接近船舶があればVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員 氏名〇〇〇〇

業務講習受講番号 名古屋第〇〇号（令和〇年〇月〇日）

③ 測量作業中は見張りを厳重にし、他船の通航に支障がある場合は、作業を一時中止し、退避します。

④ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達する場合には作業を中止します。

作業中止基準

潜水作業の場合

風速 毎秒〇〇m以上

風速 毎秒〇〇m以上

波高 〇m以上

波高 〇〇m以上

視程 〇km以下

視程 〇〇km以下

潮流 〇ノット以上

潮流 〇〇ノット以上

津波注意報以上発令された場合

⑤ 潜水作業は、潮流〇ノット以下の時に実施します。

⑥ 海域利用者とは、作業の実施について調整済みです。

（注：関係先との調整結果を具体的に記載すること。）

⑦ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡系統図」により、速やかに尾鷲海上保安部へ連絡し、指示を受けることとします。

⑧ 作業許可書は現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。

⑨ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に内容変更許可申請を行います。また、作業完了後、連絡します。

7 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

8 連絡先

〇〇建設(株)

現場責任者 〇〇〇〇

Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (昼間)

Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (夜間)

9 添付資料

位置図、作業区域図（調査区域等明示）、作業状況図、緊急連絡系統図、使用船舶一覧（船舶検査証書・船舶検査手帳・海技免状の写し）、施工体制図等の協力業者一覧、契約書又は発注証明書等の写し等

作業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所 尾鷲市〇〇 〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇建設株式会社尾鷲支店
取締役支店長 〇〇〇〇

1 種類

海上ボーリング作業

2 目的

尾鷲港〇〇岸壁築造工事の事前調査を目的としたボーリング櫓設置による地質調査。

3 期間及び期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間（予備日 〇月〇日～〇月〇日）
作業時間 日出から日没までの間

4 区域又は場所

尾鷲港〇〇岸壁前面海域
尾鷲港防波堤灯台から〇〇度〇〇mのボーリング地点を中心とした半径〇〇mの円内海域（位置図参照）

5 方法

- (1) 陸上で組み立てたボーリング櫓を尾鷲港〇〇岸壁にて起重機船により積み込み同船により現場海域まで吊り運搬します（曳航全長〇〇m）。
- (2) 陸上基点からボーリング位置を測量し、起重機船により設置します。
- (3) ボーリング櫓上から海底下〇〇mまで掘削し、土質サンプルを採取します。
- (4) ボーリング櫓は、作業終了次第、直ちに起重機船により撤去し、搬出した岸壁へ陸揚げします。

6 危険予防の措置

(1) 標識

- ① 起重機船による作業時、同船の投錨位置には橙色玉ブイを設置します。
- ② ボーリング櫓の四隅には標識灯（〇〇〇製、〇〇型、灯色黄色、4秒1閃光、光達距離〇Km）を設置し、ボーリング三脚の頂部には赤旗を掲揚します。

(2) 安全対策

- ① 作業の現場責任者を配置のうえ作業全般を監督し、事故防止を図ります。
- ② ボーリング櫓設置及び撤去作業中は、警戒船〇隻を配備し、接近船舶があればVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員 氏名〇〇〇〇

業務講習受講年月日及び番号 平成〇年〇月〇日、尾鷲第〇〇〇〇号

- ③ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止します。

作業中止基準

風速 毎秒〇〇m以上

波浪 〇m以上

視程 〇km以下

津波注意報以上

- ④ 台風接近又は風速〇〇m以上、波高〇m以上の荒天が予想される場合には、事前にボーリング櫓を撤去し、〇〇岸壁へ陸揚げします。
- ⑤ 付近海域を通航する船舶に対しては、別添リーフレットを作成し、別添関係先へ周知します。
- ⑥ 事故発生等の緊急時には、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに尾鷲海上保安部へ連絡し指示を受けることとします。
- ⑦ 磁気探査は、令和〇年〇月〇日に実施しており、異常がなかったことを尾鷲海上保安部長へ報告しています。
- ⑧ ボーリング作業中は、櫓上にブルーシートを養生し、回収缶を備え置いて作業に伴って発生する汚泥、油、廃棄物等は全て回収のうえ、陸上にて適正に処理します。
- ⑨ 海洋施設設置届は、〇月〇日、尾鷲海上保安部へ提出済みです。
- ⑩ 作業許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑪ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。

7 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

8 連絡先

〇〇建設(株)尾鷲支店

現場責任者 〇〇〇〇

Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (昼間)

Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (夜間)

9 添付書類

位置図、作業状況図、施設の状況図、緊急連絡系統図、使用船舶一覧（又は「船舶検査証書・海技免状」の写し）、施工体制図等の協力業者一覧、契約書又は発注証明書の写し等

作業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所 尾鷲市〇〇 〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇建設株式会社尾鷲支店
取締役支店長 〇〇〇〇

1 種類

長大物件曳航作業

2 目的

尾鷲港〇〇ふ頭〇〇岸壁にて機関故障船〇〇の修繕を行うため。

（発注者：〇〇〇）

3 期間及び時間

令和〇年〇月〇日（予備日 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）

作業時間 〇〇時～〇〇時までの間

（別添 タイムスケジュール参照）

4 区域又は場所

尾鷲港検疫びょう地から尾鷲港〇〇ふ頭〇〇岸壁まで

（別添 曳航経路図参照）

5 方法

本船の船首側に警戒船〇隻、曳船〇隻、船尾側に曳船〇隻、側方に警戒船〇隻、曳船〇隻を配置して速力〇〇ノット、曳航全長〇〇メートルにて曳航します。

（別添 曳航要領図参照）

6 危険予防の措置

(1) 標識

海上衝突予防法に規定する形象物を掲げます。

(2) 安全対策

- ① 国際VHFを搭載した警戒船○隻を配置し航行船舶へ無線機・赤旗・拡声器等を用いて注意喚起及び情報提供等を行い事故防止に務めます。
- ② 曳航中は専従の見張員を配置し周囲の状況を把握して、警戒船等と常に連絡の取れる状態を確保します。
- ③ 主曳船1隻の他補助曳船○隻を配置し曳航能力を十分確保して曳航します。
- ④ 作業前には尾鷲建設事務所と連絡をとり、航行船舶の状況を確認し航行船舶の支障とならない様、曳航を実施します。
- ⑤ 夜間（日没から日出までの間）の曳航は行いません。
- ⑥ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達する場合及び達すると予想される場合は曳航を中止します。

作業中止基準

風速 〇m/s 以上

波高 〇m以上

視程 〇km以下

津波注意報以上

- ⑦ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに尾鷲海上保安部へ連絡し、指示を受けることとします。
- ⑧ 作業許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑨ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に変更許可申請を行います。

7 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

8 連絡先

〇〇建設(株)尾鷲支店

現場責任者 〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（昼間）

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（夜間）

9 添付資料

曳航経路図、曳航要領図、タイムスケジュール表、使用船舶一覧（又は「船舶検査証書・海技免状」の写し）、緊急連絡系統図、警戒船業務終了証、契約書等の写し等